

重要事項説明書

指定居宅介護等事業 《すてっぷ》

1. 事業者名称概要

名 称	合同会社すてっぷ
法人所在地	奈良市平松五丁目27番8号
電話番号	0742-95-4070
代表者氏名	代表社員 桑原久和
設立年月日	令和7年12月1日

2. 事業所の概要

事業所の種類	居宅介護・重度訪問介護・行動援護
事業所の名称	すてっぷ
事業所の所在地	奈良市平松五丁目27番8号
連絡先	電話：0742-95-4070 FAX：0742-95-4071
管理者氏名	桑原 久和
開設年月日	令和8年4月1日
事業所番号	2910104716
実施地域	奈良市・生駒市・大和郡山市

3. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	合同会社すてっぷ（以下「事業者」という。）が設置する「すてっぷ」（以下「事業所」という。）が行う障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という）に規定する指定居宅介護、指定重度訪問介護及び指定行動援護（以下「指定居宅介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対する適切なサービスを提供することを目的とする。
運営方針	事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な援助を行う。

4. 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から日曜日までとする。祝日も営業する。
ただし、年末年始12月30日から1月3日までを除く。
- （2）営業時間 午前8時から午後6時までとする。
- （3）サービス提供日 営業日と同じとする。

- (4) サービス提供時間 午前8時から午後6時までとする
- (5) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

5. サービスの内容

- (1) 指定居宅介護等の内容は次のとおりとします。
 - ・身体介護（食事介助・排泄介助・入浴介助・服薬介助・移乗介助・体位変換介助など）
 - ・家事援助（掃除・洗濯・調理など）
 - ・重度訪問介護（食事介助・排泄介助・入浴介助・掃除・洗濯・調理など）
 - ・行動援護（予防的対応・制御的対応・身体的対応）
- (2) 主たる対象者
事業の主たる対象の障害の種類は、特定しないものとする。

6. 利用料金及び支払い

- (1) 事業所がサービスを提供した際は、利用者等からそのサービスに係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。
- (2) 事業所は法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、利用者等からサービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支給を受けるものとする。
- (3) 事業所は、(2)の支払いを受ける額のほか、利用者等の選定により通常の事業の実施地区以外の地域において指定居宅介護等を提供する場合、それに要した交通費の額は、その実費を利用者から徴収するものとする。なお、自動車を利用した場合の交通費は、通常の事業の実施区域を超える地点から1キロメートルにつき20円の額を徴収するものとする。
- (4) 事業者は利用月にかかった費用を翌月15日までに利用者に請求するものとする。
- (5) 利用者は請求された費用を銀行引き落としにて月末に支払うものとする
- (6) 領収書については、銀行の通帳の記載をもってかえるものとする。

7. サービス利用の取り消し

利用者がサービス利用の取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日の3日前までに当事業所までお申し出ください。なおサービス利用の3日前までに申し出のない場合は、キャンセル料を頂く場合があります。

*サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者に提示して協議いたします。

8. 緊急時の対応

サービス提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告するものとします。また、主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとします。

(1) かかりつけ医療機関

医療機関名		診療科	
所在地			
主治医		電話番号	

(2) 緊急連絡先

連 絡 先	氏 名 :	続柄 :
	所在地 :	
	電話番号 :	

9. 記録や情報の管理と開示

事業者は、関係法令に基づいて、記録や情報を適切に管理し、保護者の求めに応じてその内容を開示します。

*閲覧、複写ができる窓口業務時間は、平日の午後1時から午後5時です

10. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

11. 虐待防止のための措置

事業者は利用者に身体的、精神的苦痛等の虐待を防止するため、委員会を設置し、サービス提供者に対して虐待防止のための研修を定期的実施します。

12. 苦情窓口

(1) 当事業所の苦情・要望の受付窓口

受付窓口	窓口担当者	代表社員	桑原 久和
	電話番号	0742-95-4070	

(2) その他苦情受付機関

奈良市 障がい福祉課	電話番号	0742-34-4593
---------------	------	--------------

上記重要事項説明書の説明年月日

令和 年 月 日

指定居宅介護等サービス事業の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名称：すてっぷ

説明者名：代表社員 桑原 久和

私は、本書面に基づいて事業者からのサービス提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者氏名： 

利用者住所：

保護者氏名： 

保護者住所：

続柄：